

生田緑地（仮称）長尾3丁目地区における Park-PFI事業 特定公園施設建設に係る確認書（案）

川崎市（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）は、生田緑地（仮称）長尾3丁目地区におけるPark-PFI事業基本協定（以下「協定」という。）に基づき、乙が事業区域内において整備する特定公園施設について、次のとおり確認書（以下「本確認書」という。）を締結する。

（総則）

- 第1条 本確認書は、「生田緑地（仮称）長尾3丁目地区におけるPark-PFI事業 公募設置等指針（募集要項）及び付属資料（以下「募集要項等」という。）」を受けて、乙が甲に提出し、甲が認定した「生田緑地（仮称）長尾3丁目地区におけるPark-PFI事業 公募設置等計画（以下「認定公募設置等計画」という。）」に基づき、事業区域内において整備する特定公園施設の整備及び特定公園施設整備費用の負担等に関し、必要な事項を定めることを目的として締結する。
- 2 甲及び乙は、本確認書の履行に際し、甲及び乙が令和●年●月●日に締結した基本協定書及び募集要項等を遵守するものとする。
 - 3 本確認書に定めのない事項については、基本協定によるものとする。

（物件目録）

- 第2条 乙が整備し、管理する物件は、別紙「物件目録」のとおりとする。

（許可手続き）

- 第3条 乙は、基本協定書に基づき設計業務、設計図書、工事計画書等の作成を行い、整備工事着手日前までに、工事に係る占用許可を取得するものとする。また、許可の取得後、速やかに認定公募設置等計画に基づき整備するものとする。
- 2 乙は、公募対象公園施設供用開始日の1か月前までに、甲が指示する事項を記載した「特定公園施設維持管理計画書」を甲に提出しなければならない。
 - 3 乙は、供用開始日までに、設置許可を取得しなければならない。
 - 4 前項の許可期間は、許可開始日から10年以内とする。
 - 5 甲は、本条の許可に係る使用料は、川崎市都市公園条例第21条第1項に基づき免除するものとする。
 - 6 乙は、特定公園施設に係る許可期間満了後も事業を継続しようとするときは、関係法令等に基づき、必要な許可更新手続きを行うものとする。
 - 7 乙は、都市公園法その他法令等の規定やその変更により甲が許可を更新しない場合でも、甲に補償や損害賠償を請求することはできない。

（完了検査）

- 第4条 乙は、原則として令和10年3月31日までに、整備を必須としている特定公園施設（ベンチ、公園灯及び境界柵）の整備を完了し、甲の確認を受けるものとする。なお、ベンチ、公園灯及び境界柵以外の特定公園施設の整備確認時期は、甲乙協議の上、定めるものとする。
- 2 甲は、前項の特定公園施設の整備完了に関し、協定第47条に規定する完了報告の確認をし、乙が整備する特定公園施設が、募集要項等及び認定公募設置等計画等により作成された設計図書（甲及び乙が合意した内容を含む。）に基づき、施されたことに相違ないことを確認するものとする。

- 3 甲は、確認の結果、是正が必要と認めた場合は、乙に対し必要な是正を求めることができる。
- 4 当該整備による特定公園施設は、所有権は乙に帰属するものとする。

(特定公園施設(公園灯及び境界柵)整備費用の負担)

第5条 特定公園施設(公園灯及び境界柵)の整備に係る甲の費用負担額は金●●●●円(うち消費税及び地方消費税額 金●●●●円)とする。

(負担金の支払)

第6条 乙は、第4条第2項により特定公園施設の確認を受けた後、特定公園施設整備の負担金の支払を書面により甲に請求するものとする。

- 2 甲は、乙から適正な支払請求書を受領した日から30日以内に特定公園施設の整備の対価として、前条に定める負担金を乙に支払うものとする。

(遅延利息)

第7条 甲は、本確認書に基づく金銭債務の支払を遅延した時は、その遅延した額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、その支払の遅延が天災その他の不可抗力によるものと乙が認めたときは、乙は遅延利息を免除するものとする。

(工期変更等)

第8条 不可抗力、関係機関協議、埋蔵文化財調査、周辺工事との調整その他乙の責めに帰することができない事由により工期変更が必要となる場合は、甲乙協議の上、工期を変更することができる。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により整備完了が遅延した場合、乙は、当該遅延により生じた追加費用を負担するものとする。

(是正等)

第9条 甲は、整備された特定公園施設について、募集要項等、認定公募設置等計画又は設計図書等に適合しない状態その他公園の管理運営上支障があると認める事項が確認された場合は、乙に対し必要な修補その他の是正を求めることができる。

(秘密保持)

第10条 甲及び乙は、本確認書に規定する各事項について、相手方の同意を得ることなく、これを第三者に開示及び本確認書の目的以外に使用してはならない。ただし、裁判所より開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び甲が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(確認書の変更)

第11条 本確認書の規定は、全当事者の書面による合意がなければ、変更することはできないものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第12条 本確認書は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本確認書に関する当事者間に生じた一切の紛争については、甲の所在地を所管する地方裁判所または簡易裁判所を第1審の管轄

裁判所とする。

(協議事項等)

第13条 本確認書等に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲及び乙で協議して定めるものとする。

本確認書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 ●年 ●月 ●日

甲	所在地	川崎市川崎区宮本町1番地	
	代表者氏名	川崎市長 福田 紀彦	Ⓜ

乙	代表法人		
	所在地	●●●●●●	
	商号又は名称	●●●●●●	
	代表者氏名	●●●●●●	Ⓜ

	構成法人		
	所在地	●●●●●●	
	商号又は名称	●●●●●●	
	代表者氏名	●●●●●●	Ⓜ

	構成法人		
	所在地	●●●●●●	
	商号又は名称	●●●●●●	
	代表者氏名	●●●●●●	Ⓜ